

別添2 運賃及び料金の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

片道普通旅客運賃	一乗車 200 円		
回数旅客運賃	券面	枚数	運賃額
	200 円	11 枚	2,000 円
	200 円	35 枚	6,000 円
	100 円	11 枚	1,000 円
定期旅客運賃	100 円	35 枚	3,000 円
	種類	有効期間	運賃額
	定期	1 ヶ月	6,000 円
	定期	3 ヶ月	18,000 円
定期	6 ヶ月	36,000 円	

(2) 旅客運賃の計算方法

ア 小児運賃は大人運賃の半額とする。

(3) 運賃の適用方法

①大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げるものによる。なお、6歳未満の小児については無賃とする。

大人運賃 中学生以上の者

小児運賃 小学生の者

②運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 片道運賃 片道運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

イ 回数運賃 (ア) 回数運賃は、旅客が多数回乗車する場合に適用する。

(イ) 回数運賃は、その券面に運賃額を記載し、その運賃額と同額の片道運賃として取り扱う。

ウ 定期運賃 (ア) 定期運賃は、旅客が多数回乗車する場合に適用する。

(イ) 定期運賃は、その額面に有効期限を記載し、その有効期間内のみ有効とする。

③割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

ア 身体障害者・知的障害者に対する割引 5割引

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が本人であることを確認したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。

イ 割引の重複

2以上の割引に該当する場合は、重複して運賃の割引を適用しない。